

科目2

精神保健医療福祉の現状及び課題

講義1

精神保健医療福祉施策の動向

科目2 精神保健医療福祉の現状及び課題

到達目標

- 精神科医療及び精神保健福祉に関連する課題等を含む動向を理解する
- 国及び自治体における精神保健医療福祉施策を理解する

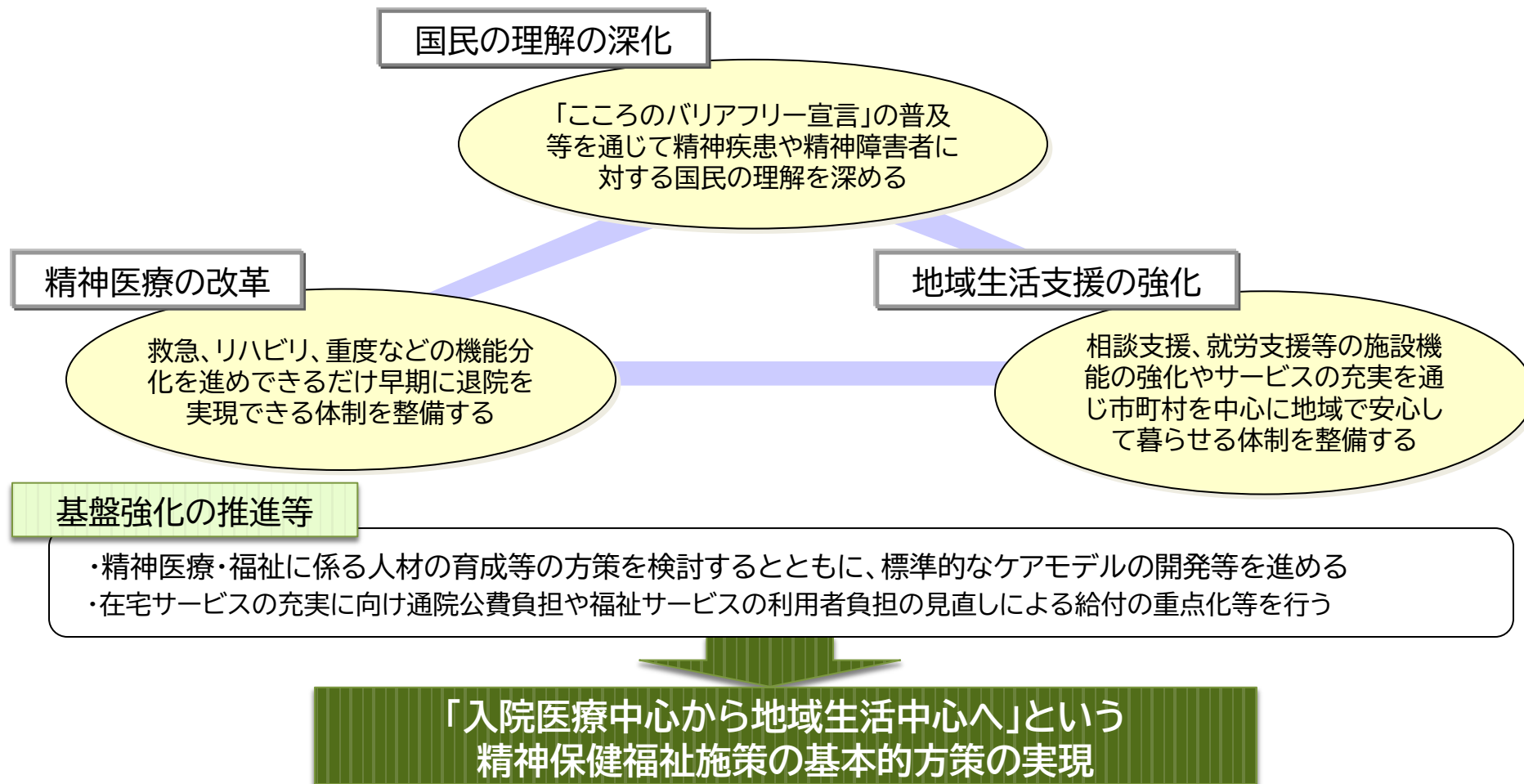
精神保健医療福祉政策の動向

2000年(H12)以降の精神保健福祉に関連する政策動向

年代	主な政策動向
2000年(H12)～	➤ 精神保健医療福祉の改革ビジョンが策定 「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を10年間で進める方針 ➤ 精神保健福祉に関連する法律等が続々と施行される ➤ 障害者権利条約に日本署名
2010年(H22)～	➤ 障害者制度改革の基本的な方向性がまとまる ・ 障害者権利条約の批准に向けた法整備が行われる ・ 精神医療関連も検討され、精神保健福祉法が改正され、 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための 指針が策定される ➤ 長期入院患者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性が提示
2017年(H29)～	➤ 新たな政策理念「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が登場 関連する国事業が開始、各種計画にも反映される

精神保健医療福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、解消を図る。

精神保健医療福祉関連施策が拡大 (平成17-18年)

障害者自立支援法
(現:障害者総合支援法)
施行

精神保健福祉法
改正施行

医療観察法
施行

自殺対策
基本法施行

精神障害者
退院促進支援事業
必須事業化

2000年(H12)以降の精神保健福祉に関連する政策動向

年代	主な政策動向
2000年(H12)～	➤ 精神保健医療福祉の改革ビジョンが策定 「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を10年間で進める方針 ➤ 精神保健福祉に関連する法律等が続々と施行される ➤ 障害者権利条約に日本署名
2010年(H22)～	➤ 障害者制度改革の基本的な方向性がまとまる ・ 障害者権利条約の批准に向けた法整備が行われる ・ 精神医療関連も検討され、精神保健福祉法が改正され、 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が策定される ➤ 長期入院患者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性が提示
2017年(H29)～	➤ 新たな政策理念「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が登場 関連する国事業が開始、各種計画にも反映される

障害者制度改革の推進のための基本的な方向

障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現



平成23年 障害者基本法(改正)

平成23年 障害者虐待防止法

平成24年 障害者総合支援法

平成25年 障害者差別解消法

平成25年 障害者雇用促進法

平成26年 障害者権利条約に批准

平成25年精神保健福祉法一部改正

入院医療主体から地域生活中心の更なる推進

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」

- ①社会的入院の解消策 ②精神科医療現場の人員体制の充実
- ③強制入院制度と保護者制度の見直し



- 保護者制度の廃止
- 医療保護入院制度の見直し
- 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の策定

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

厚生労働省告示第65号(平成26年4月1日適用)

入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める。

【基本的な考え方】

- ・ 精神障害者本位の医療の実現、同意ない入院の場合でも人権に最大限配慮する。
- ・ 発生予防と早期治療のための普及啓発、体制整備とともに、住民の理解促進を図る。
- ・ ピアサポートの促進や家族支援により、社会からの孤立防止の取り組みを推進する。

1. 精神病床の機能分化に関する事項

2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

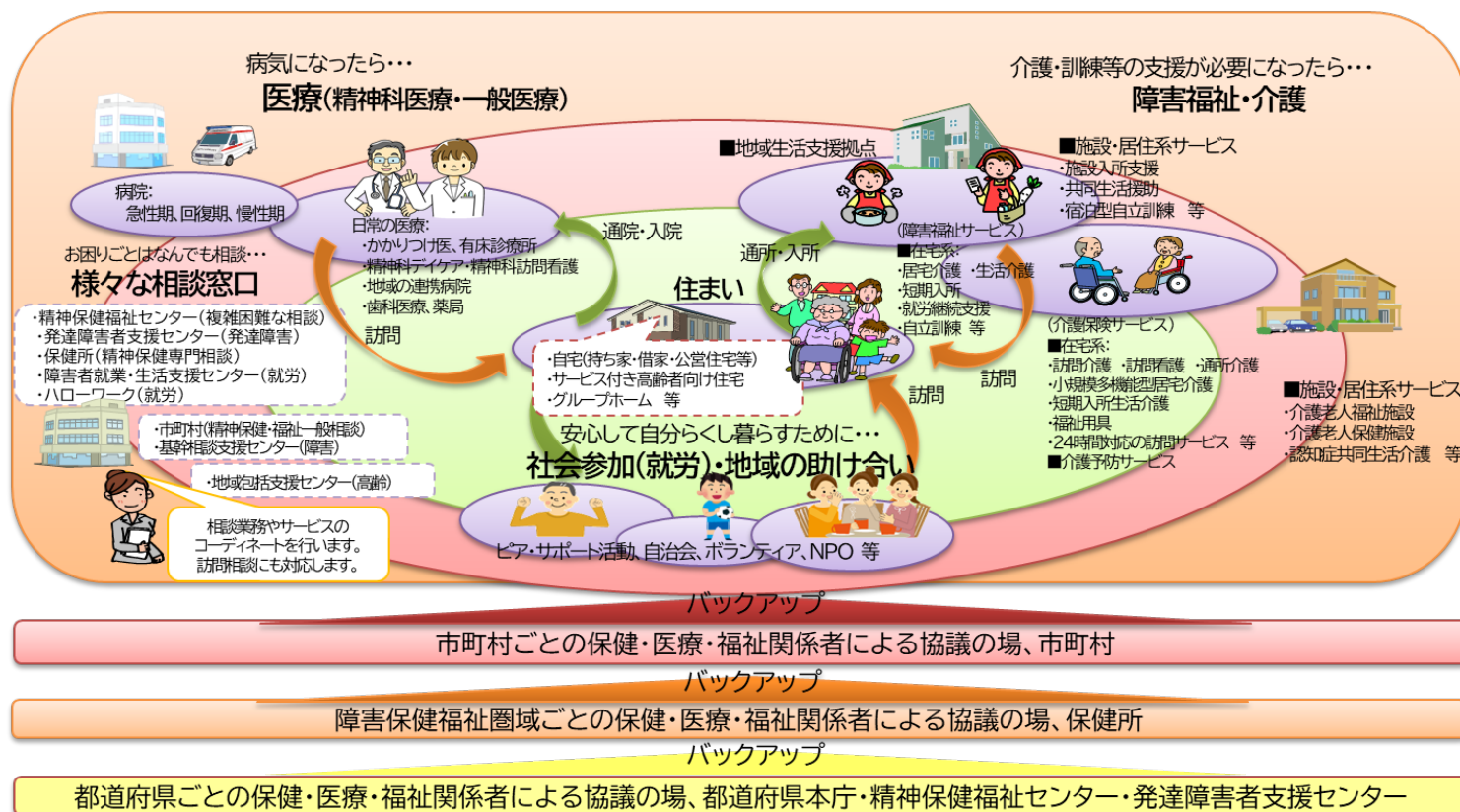
 長期入院精神障害者の地域移行の方策は、引き続き検討された

2000年(H12)以降の精神保健福祉に関連する政策動向

年代	主な政策動向
2000年(H12)～	➤ 精神保健医療福祉の改革ビジョンが策定 「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を10年間で進める方針 ➤ 精神保健福祉に関連する法律等が続々と施行される ➤ 障害者権利条約に日本署名
2010年(H22)～	➤ 障害者制度改革の基本的な方向性がまとまる ・ 障害者権利条約の批准に向けた法整備が行われる ・ 精神医療関連も検討され、精神保健福祉法が改正され、 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が策定される ➤ 長期入院患者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性が提示
2017年(H29)～	➤ 新たな政策理念「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が登場 関連する国事業が開始、各種計画にも反映される

「精神障害にも対応した地域包括システムの構築」 (にも包括)が政策理念に

精神障害者の一層の地域移行を具体的な政策手段により実現するためには、
あるべき地域精神保健医療福祉体制を見据えた新たな中長期の目標を設定



新たな政策理念のもとで取り組まれた施策

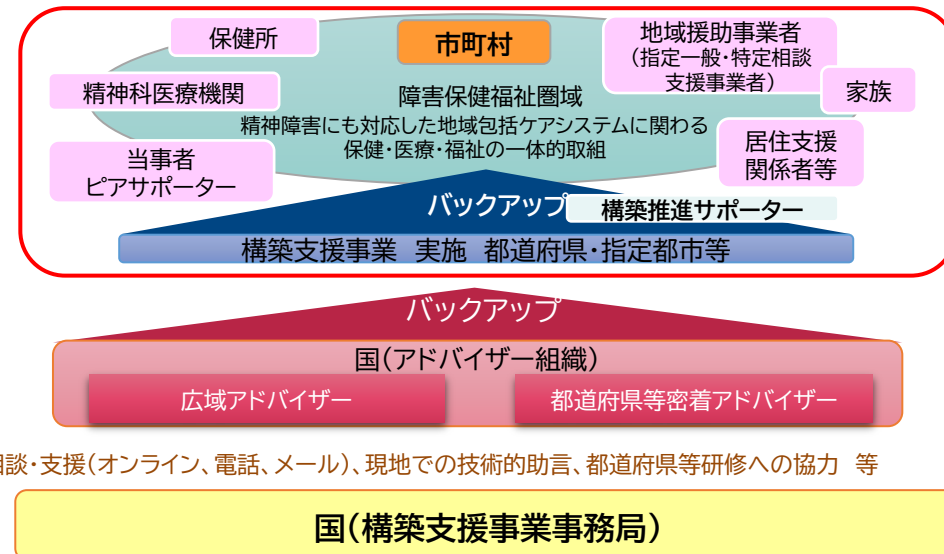
- 都道府県等自治体の「にも包括」を支援する国事業の開始
- 地方公共団体による退院後支援の充実と強化
- 「にも包括」を第7次医療計画や第5期障害福祉計画に反映

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須とする)

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



令和4年精神保健福祉法一部改正

精神保健医療福祉上のニーズを有する人誰もが、
地域で安心して暮らせる地域の実現を目指すための法改正

【精神障害等を有する者の地域生活支援体制の充実】

- メンタルヘルス課題を有する者への精神保健相談を明文化

【精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備】

- 市町村長同意の運用の見直し、医療保護入院の期間の法定化
- 人権擁護を図るため「入院者訪問支援事業」を創設
- 精神科病院における虐待防止の取り組みの整備

講義1 まとめ

- 精神保健医療福祉政策は、精神保健福祉法を中心にさまざまな関連法令等の施行によって変遷してきた
- 新たな政策理念として掲げられた「にも包括」は、精神障害者の地域生活移行の更なる促進が発端となった。
- 今日では、メンタルヘルス課題を有する者への支援を含め、精神疾患の有無や程度を問わず、誰もが安心して地域で自分らしく暮らせる包括的な支援体制づくりに向けた施策として進められている。

参考文献・資料

- 日本能率協会総合研究所『精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築のための手引き (2020年度版)』 2021. <https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/aa/2a>
- 外務省『人権外交 障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)』ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- 厚生労働省『長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性』 2014.<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051136.html>
- 厚生労働省『福祉・介護 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について』ホームページ. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html>
- 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号)

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義2】

精神科医療の現状と精神保健医療福祉の課題
の動画をご覧ください。